

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（361））
2. 日時：平成29年9月20日 13時30分～15時53分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 業務グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力品質保証チーム 専任副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 炉心技術グループ 担当課長

電源開発株式会社：品質保証室 品質保証タスク 総括マネージャー

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 「実施部門の各業務を主管する組織の長」及び「監査部門の管理責任者」について、具体的な役職を確認して提示すること。
 - 福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえて原子力防災組織の拡充を図ることについて、具体的な改善内容を提示すること。
 - 東海第二発電所における重大事故等対応に関する有資格者数について、今後の有資格者の確保の予定を整理して提示すること。
 - 技術者の資質向上を図るために実施していることについて、東海総合研修センターにおける不具合事例に関する資料の展示以外に実施していることがあれば追記して提示すること。
 - トラブル情報等の処理について、対策の実施及び対策実施状況の報告まで資料に記載して提示すること。
 - 品質目標等について、実施部門の要員への周知方法を具体的に提示すること。
 - 技術者に対する教育に関して、中途採用の社員に対する教育内容について整理して提示すること。
 - 東海第二発電所における有資格者等の人数について、東海発電所と兼務している技術者がいれば明確に提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- ・ 東海第二発電所 添付書類五 比較表